

令和5年度

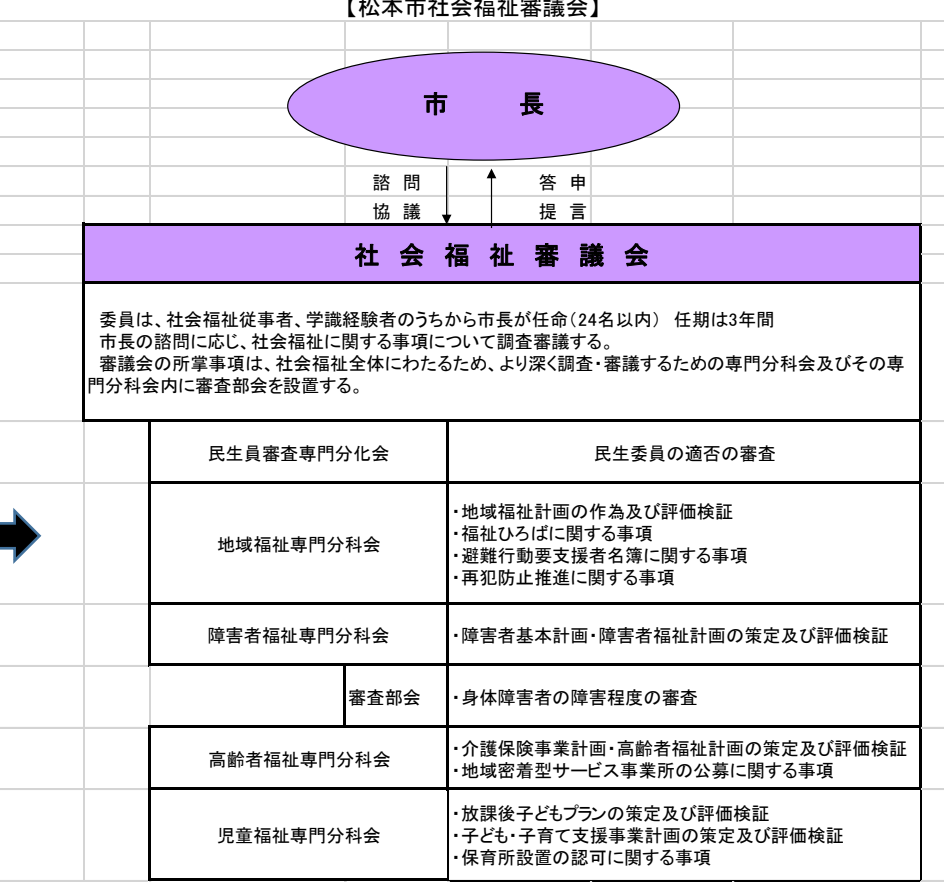
第1回松本市健康づくり推進協議会

資料

令和 2 年度まで



令和 3 年度から



協議会委員：9人(学識経験者・保険医療関係者・学校関係者・市民代表、その他市長が必要と認めるもの)

任 期：2年間

協議事項：(1)松本市健康づくり計画等の検討と進捗管理
(2)松本市食育推進にかかわる事項の検討
(3)その他、健康づくり施策の推進に必要な事項

松本市健康づくり推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、松本市健康づくり計画等の検討と進捗管理を行うため、松本市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 松本市健康づくり計画等の検討と進捗管理
- (2) 前号に掲げるもののほか、健康づくり施策の推進に必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員9人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健・医療関係者
- (3) 学校関係者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部松本市保健所健康づくり課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

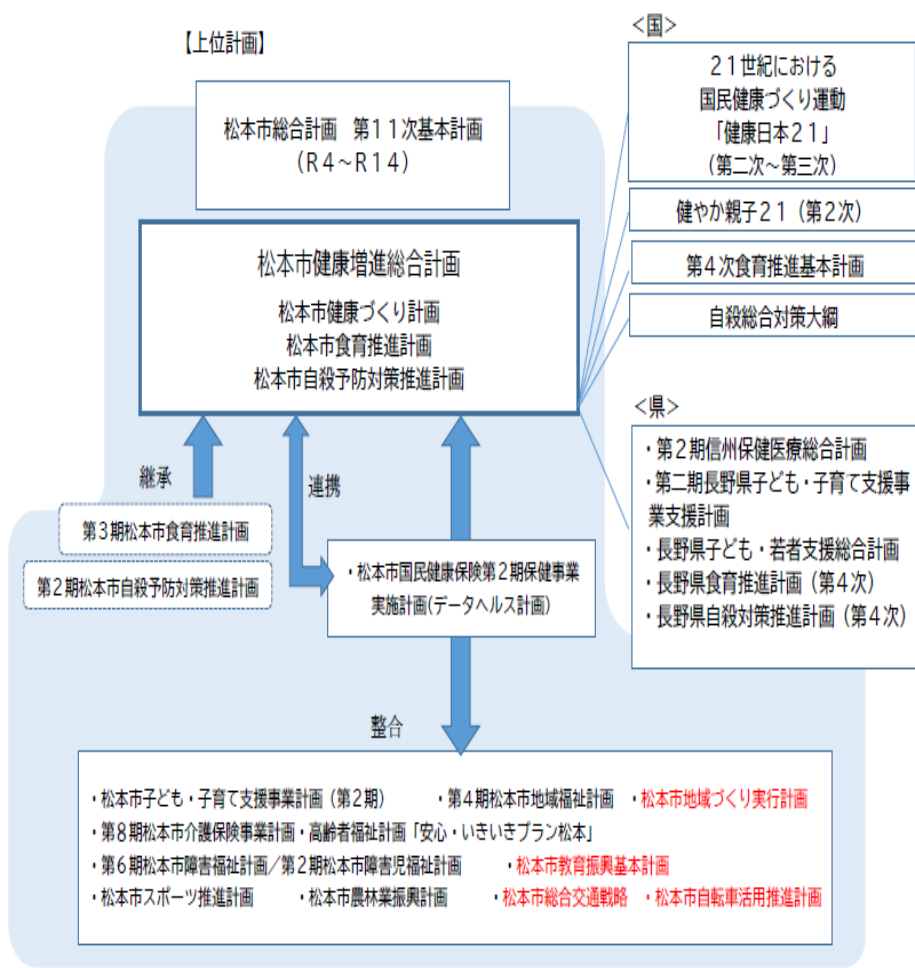
附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

松本市健康増進総合計画 概要

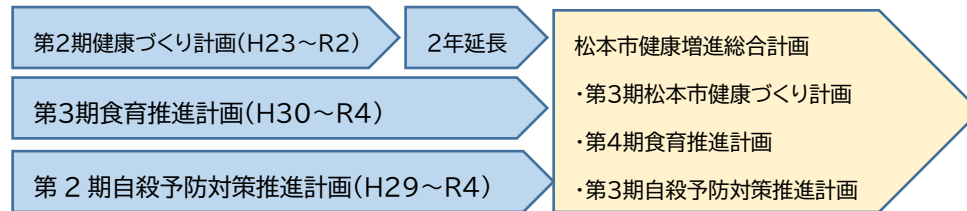
1 計画の位置づけ

平成 23 年度に策定した第2期松本市健康づくり計画「スマイルライフ松本21」(以下「第2期計画」という。)が令和 4 年度末で終期を迎えるにあたり、次期計画に「食育推進計画」「自殺予防対策推進計画」を合わせ、健康増進の総合計画として策定します。



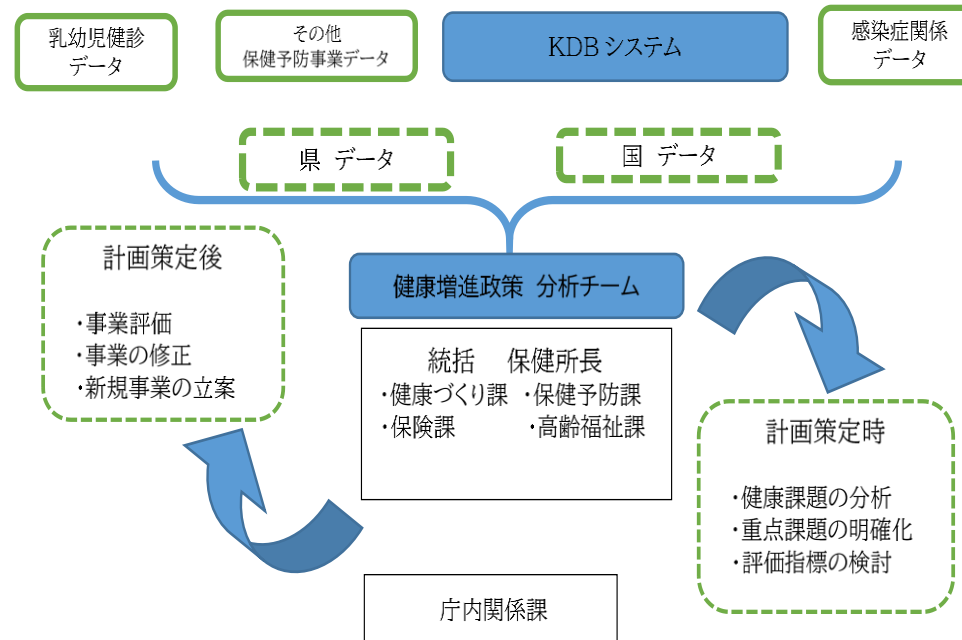
2 計画期間

本計画の期間は、令和5年(2023)年度から令和9年(2027)年度までの5年間とします。

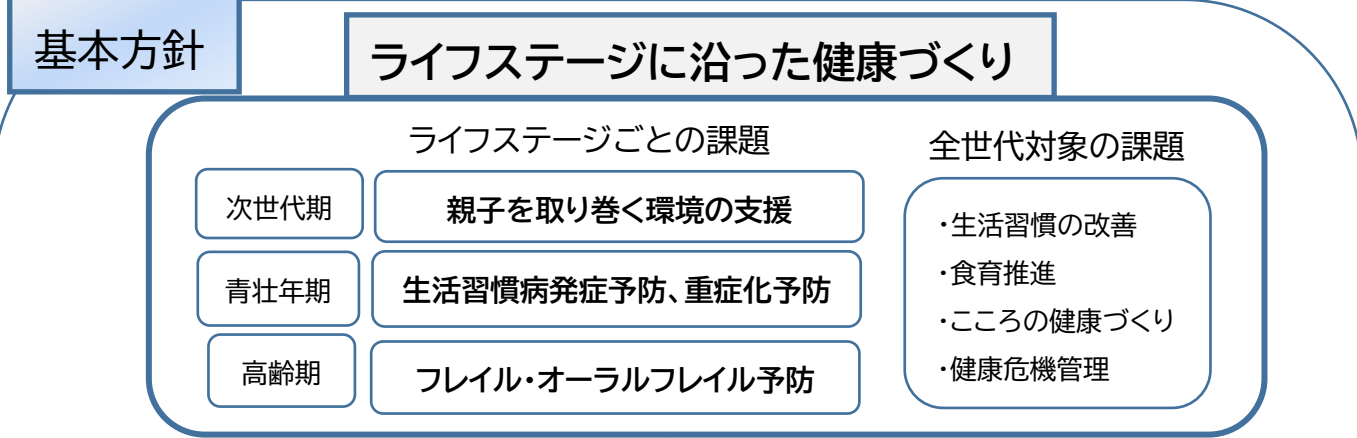
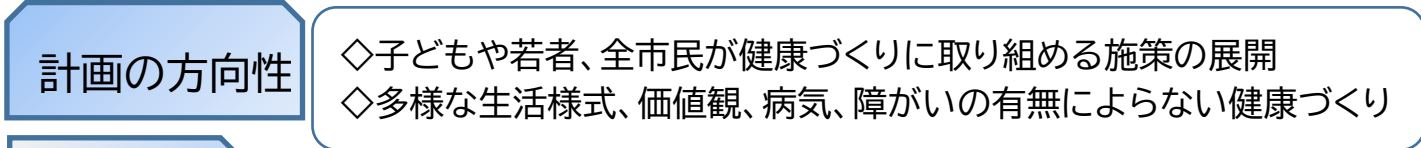


3 計画の情報分析

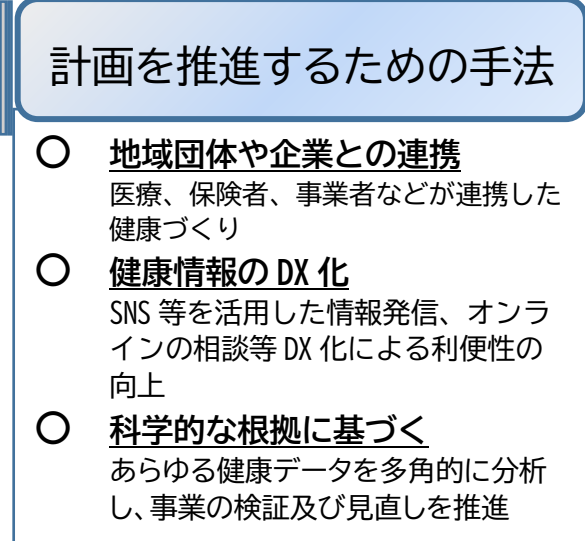
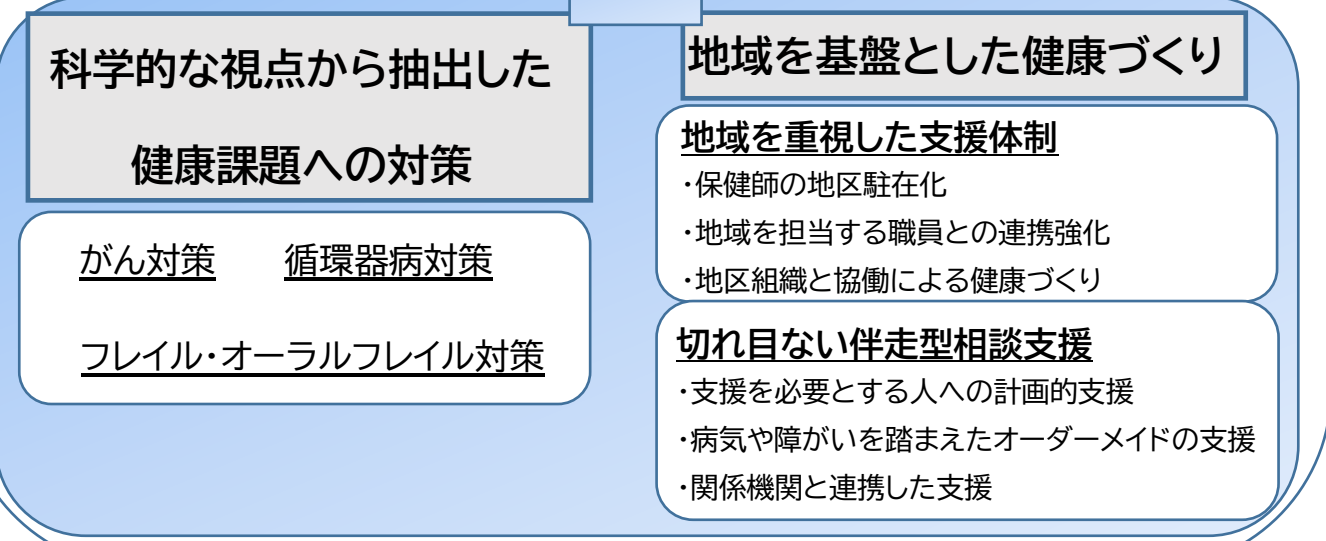
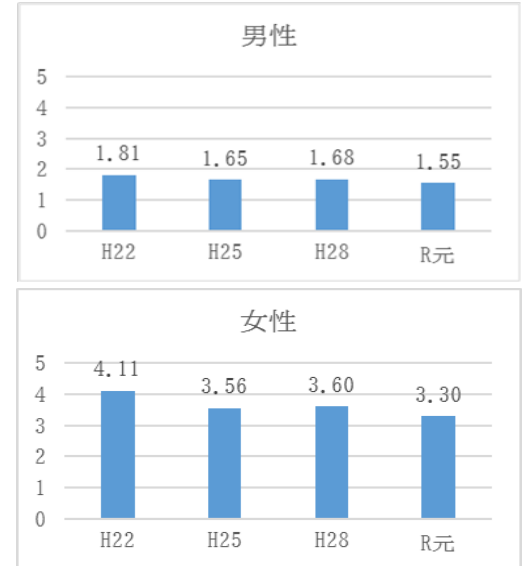
計画策定時や策定後に健康に関する情報を科学的な視点から総括的に分析するため、部内に保健所長が統括する「健康増進政策分析チーム」を設置しました。



【松本市健康増進総合計画の基本的な考え方】



<平均寿命と健康寿命の差>
 これまでの取り組みにより、
 男性 0.26 歳 女性 0.81 歳
 短縮されました。



次世代期 (親子取り巻く環境の支援)

現状

- ◇妊娠届出をした妊婦の4割以上がハイリスク妊婦
- ◇ハイリスク妊婦の要因のうち支援者不足が一番多い
- ◇30代および40代の出生率が上昇



課題

- ◆悩みや不安を抱えながら子育てをする家庭が増えているため、特に産後1か月間は重点的な支援が必要
- ◆子どもの成長や養育環境に合わせた寄り添い支援や発達に関する知識の普及啓発が必要
- ◆妊娠前の健康管理（プレコンセプションケア）に関する体制整備が必要

目指す姿

安心して妊娠・出産・子育てができるよう支援します

施策の方向性

- 地区担当保健師を中心に、身近な地域における伴走型支援
 - ⇒地区保健師を中心とした面談や継続支援
- ICTを活用した情報提供
 - ⇒子育て応援アプリ「すくすくアルプちゃん」の活用
- 妊娠前の健康管理と不妊治療の充実
 - ⇒妊娠前の健康管理（プレコンセプションケア）の推進

主な取組み

妊娠期から出産・子育てまでの伴走型相談支援の充実

【支援内容】

- 担当地区保健師を中心に妊娠期から子育て期の相談支援
- オンラインの育児相談・育児学級

【中心的事業】 子育てのSOSに迅速に対応できる体制整備

妊娠期から出産・子育てまで切れ目なく、身近な地域で相談に応じ、SNS等を活用し、迅速にニーズに即した支援につなぐ体制整備の強化

	妊娠前	妊娠期	出産・産後	育児期
健診相談等	不妊治療 助成事業 妊娠前の健康管理 (プレコンセプションケア)	妊娠届 面談	妊娠8か月頃 アンケート 面談	4か月健診 10か月健診 1歳半健診 3歳健診
伴走型相談支援				
体制	地区担当保健師駐在化による身近な支援			
情報発信	オンライン相談・オンライン育児学級 子育て支援アプリ(すくすくアルプちゃん)等SNSの活用			
既存の子育て支援	(必要な支援につなげる)			
	一時預かり・ファミリーサポート事業			
	母乳相談			
	地域の子育て機関(こどもプラザ・つどいのひろば・子育てサークル等)			
産後ケア・育児ママヘルプサービス事業				
あるふ Kids支援事業(発達障がい児支援システム)				
関係機関(医療機関・児童相談所等)				

青壮年期 (がん対策及び循環器病等生活習慣病対策)

現状

- ◇がんは死因の第1位、心疾患は死因第2位
- ◇脳血管疾患は標準化死亡比が高い
- ◇糖尿病・糖尿病性腎症が増加
- ◇40歳から64歳の若い働き盛り世代のがん検診・特定健診受診率が低い
- ◇がんを理由とした望まない離職がある



課題

- ◆受診率の低い、働き盛り世代の受診率向上と、自ら生活習慣を改善し、健康づくりに取り組むことができるよう、対策が必要
- ◆がんになっても、日常生活を送れる支援が必要

目指す姿

- 市民一人ひとりが適切な運動や食事に心がけ、自ら健康づくり、病気の予防から早期発見・早期治療に取り組めます
- がんになっても安心して自分らしく暮らすことができるよう支援します

施策の方向性

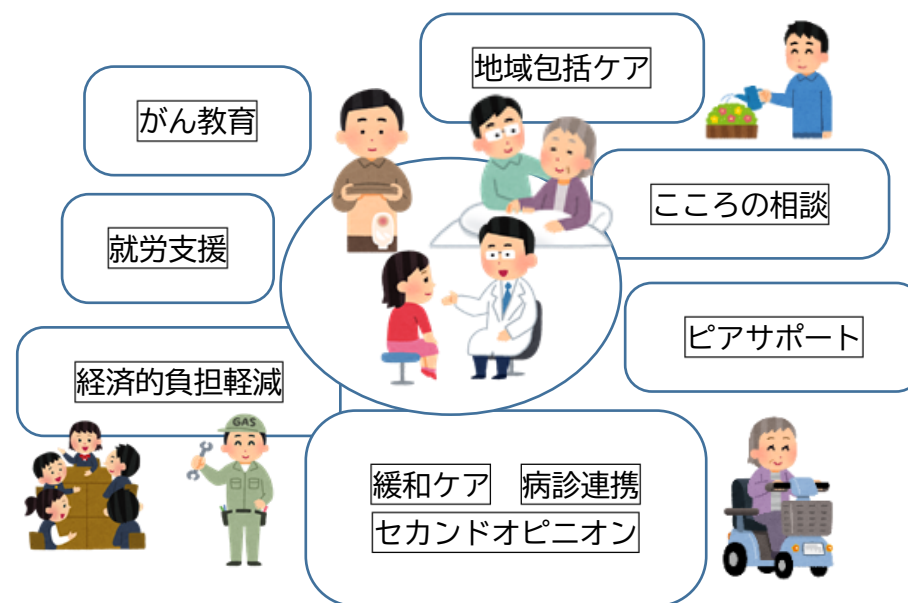
- がん検診・特定健診等のオンラインによる案内・予約、マイナポータルからの検査結果の確認等DXの推進
- 企業等と情報共有し、生活習慣改善・健康づくり支援を行う連携体制の整備
- がんになっても、治療と日常生活が両立する仕組みづくり

主な取組み

がんと共生する社会の推進

2人に1人ががんになる時代 がんとともに生きることが当たり前の社会に

がんになった方が安心して自分らしく暮らすことができる



☆がん経験者やがん患者の治療及び社会生活の困難さへの支援が必要

☆治療、介護、学校、仕事、日常生活、こころ等の困難さの実態把握

☆がん診療連携拠点病院等、支援する関係機関の連携強化

☆がん患者のアピランスケア

高齢期 (フレイル・オーラルフレイル)

現状

◇市のフレイルは7.3%、プレフレイルは43.6%
 ◇介護認定者は国・県と比較して高く、要因は衰弱、転倒骨折
 ◇フレイル要因の、痩せリスク、物忘れが国・県と比較して高く、外出頻度が国・県より少ない

課題

◆早めにフレイル・オーラルフレイル該当者を把握し、改善するために医療につなげる体制整備が必要
 ◆フレイルに関するデータを分析し、高齢者人口増加に対応した対策が必要

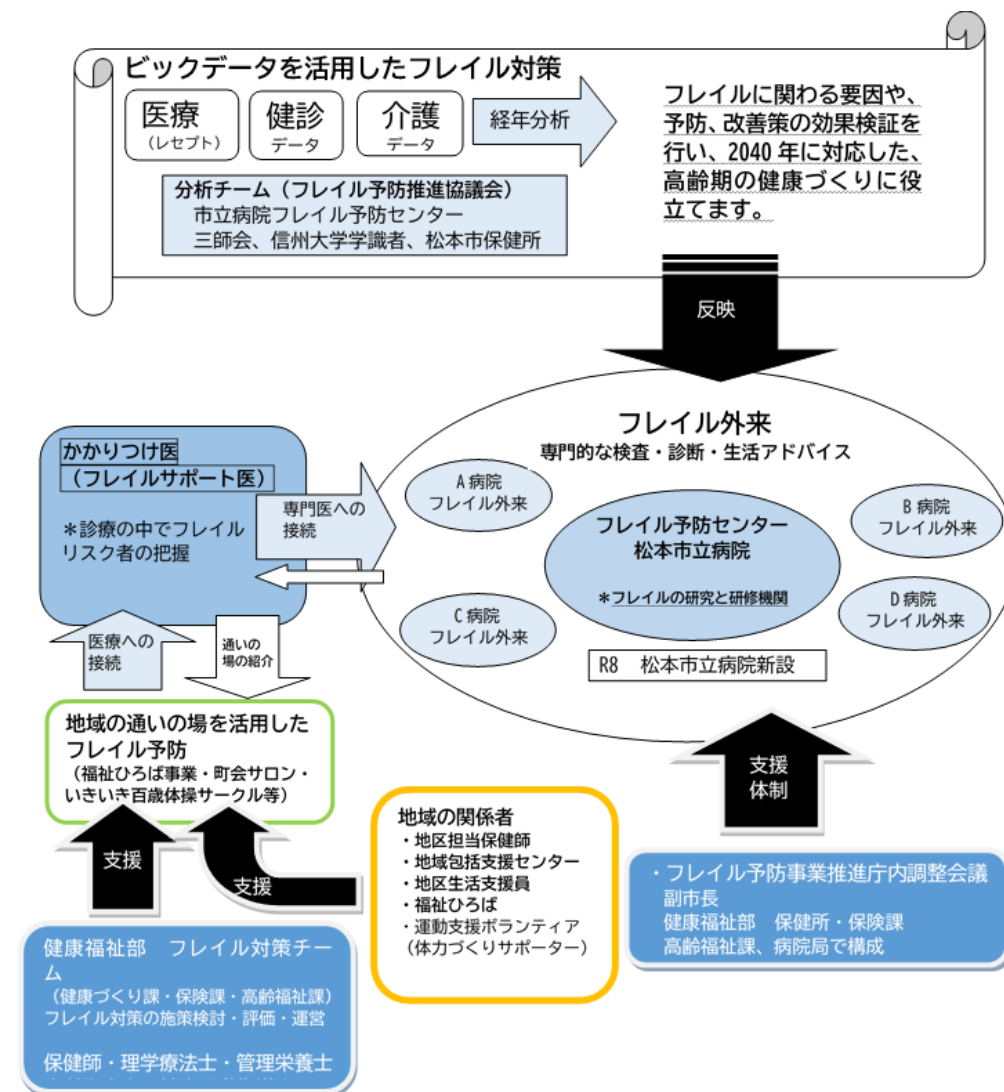
目指す姿

フレイル・オーラルフレイルについて自分にあった予防や重症化予防対策に取り組めるよう支援します

施策の方向性

○地域と医療、介護の連携体制を整え、フレイルになった方の支援
 ○データに基づいたフレイル対策の推進
 ○フレイル予防対策の実践ができるような支援
 ○フレイル状態を知る機会を提供し、予防の取組みの支援

主な取組み



基本理念 誰もが健康を実感できるまち 計画の最終到達目標 健康寿命の延伸

めざす姿 豊かな体験でつながる松本の食 はぐくむ すこやかな体と心

目標

楽しく食べる経験を通じて
健やかな体と心を育む

松本の郷土食や地域の食材について
学び伝える

食べものを残すことを
もったいないと思う気持ちを醸成する

施策の方向性

望ましい食習慣や
豊かな人間性を育むための
食育の推進

体験や交流による
食育の推進

食を大切にする気持ちを醸成し
食文化を伝える食育の推進

- 乳幼児健診
- 育児学級
- 栄養相談など個別相談
- ライフステージに応じた食育情報の提供
- ICTを活用した家庭への情報発信
- 給食を活用した食育
(保育園・幼稚園等、小中学校、特定給食施設)
- 学校現場における朝食指導
- 食の安全に関する情報提供

- 公民館等での食育講座
- いい街つくろう！
パートナーシップまつもと
- 食育イベント
- 地産地消・食育推進事業
- 農業体験
- 松本版コミュニティスクール事業
- 親子料理教室

- 食品ロス削減の取組み
- 環境教育(小学校)
- 公民館等での食育講座
- 地域での食育活動
- 世代間交流
- 地域の食材を活用した商品の定着
- 食文化等を伝える人材の育成、取組み
(体験・対面・ICTの活用等)

あなたの生活にプラスワン

おいしく食べよう
具だくさんみそ汁

よくかむ^{さんじゅう}30かみかみ運動
～飲み込む前にあと5回～

まつもと だいでず
大作戦

残さず食べよう！
^{さんまる いちまる}30・10運動

1日2食は3皿食べよう～1・2・3でバランスごはん～

地域団体や
企業との連携

健康情報の
DX化を活用する

科学的な
根拠に基づく

松本市告示第 1 1 5 号

松本市がん患者医療用補整具等助成事業実施要綱を次のように定める。

令和 5 年 3 月 3 0 日

松本市長 臥雲 義尚

松本市がん患者医療用補整具等助成事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、がん患者の就労や社会参加の促進等、療養生活の質の維持向上に寄与するため、がん治療に伴う医療用補整具（以下「補整具」という。）の購入に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、松本市補助金交付規則（昭和 3 7 年規則第 1 6 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第 2 条 この事業の助成対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 助成金の交付の申請の日において、市内に住所を有する者
 - (2) がんと診断され、がんの治療（手術、薬物治療、放射線療法等をいう。以下同じ。）を受けた者又は現に受けている者
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要と認めた者に対し補助金を交付することができる。

(助成対象経費等)

第 3 条 助成金の交付の対象となる補正具（以下「助成対象補整具」という。）は、次のとおりとする。

区分	補整具
頭髮補整具	ウィッグ、装着用ネット及び毛付き帽子
右乳房補整具	補整パッド、補整下着、専用入浴着及び人工乳房
左乳房補整具	
その他	エピテーゼ（補整用人工物）

- 2 前項に規定する助成対象補整具の区分ごとの助成回数は、補正具の内容及び個数にかかわらず、1 回とする。
- 3 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、第 1 項に規定する助成対象補整具の購入費用とする。ただし、附属品及びケア用品（クリーナー、リンス、ブラシ等をいう。）並びに購入のために要した交通費、郵送費等は除く。
- 4 前各項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体が別に購入費用を負担したものは、助成の対象外とする。

(助成金額)

第 4 条 助成金の額は、前条第 1 項に定める区分ごとに、助成対象経費に 2 分の 1 を

乗じた額(その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)とし、2万円を限度とする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付の申請をしようとする者(その者が未成年である場合にあつては、その法定代理人。以下「申請者」という。)は、松本市がん患者医療用補整具等助成金交付申請書(実績報告書)(様式第1号。以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 市内に住所があることが分かる書類及び本人確認ができる書類
- (2) がんの治療を受けたこと又は現に受けていることが確認できる書類
- (3) 補整具の購入に係る領収書及びその明細書(購入日、購入金額、金額内訳、領収書の宛名、領収書発行者名及び購入した補整具等の品名の記載のあるもの)
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請書は、助成対象補整具の購入日が属する年度の3月31日までに提出しなければならない。ただし、がん治療や症状の悪化などのやむを得ない事情により、当該年度の3月31日までに申請できない場合は、助成対象補整具の購入日が属する年度の翌年度の3月31日までに行うものとする。

3 申請者が、市長が指定するウェブサイトを利用する方法で申請を行うときは、申請書に掲げる情報及び別に定める書類を、電磁的記録によって市長に提出するものとする。

(助成金の交付決定及び額の確定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、速やかにその内容を審査し、助成金の交付を決定したときは、松本市がん患者医療用補整具等助成金交付決定通知書(確定通知書)(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、申請内容が適正と認められないときは、松本市がん患者医療用補整具等助成金交付不承認通知書(様式第3号)により速やかに申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第7条 助成金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が、助成金の交付を請求しようとするときは、松本市がん患者医療用補整具等助成金交付請求書(様式第4号。以下「請求書」という。)を市長に提出するものとする。

2 交付決定者が、市長が指定するウェブサイトを利用する方法で前項の請求を行うときは、請求書に掲げる情報を、電磁的記録によって市長に提出するものとする。

(助成金の返還)

第8条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した助成金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により助成金の交付決定又は助成金の額の確定を受けたとき。

(3) その他市長が不相当と認める行為があったとき
(個人情報取扱い)

第9条 市長は、助成事業の実施に当たり、個人情報の取扱いに十分留意するものとする。

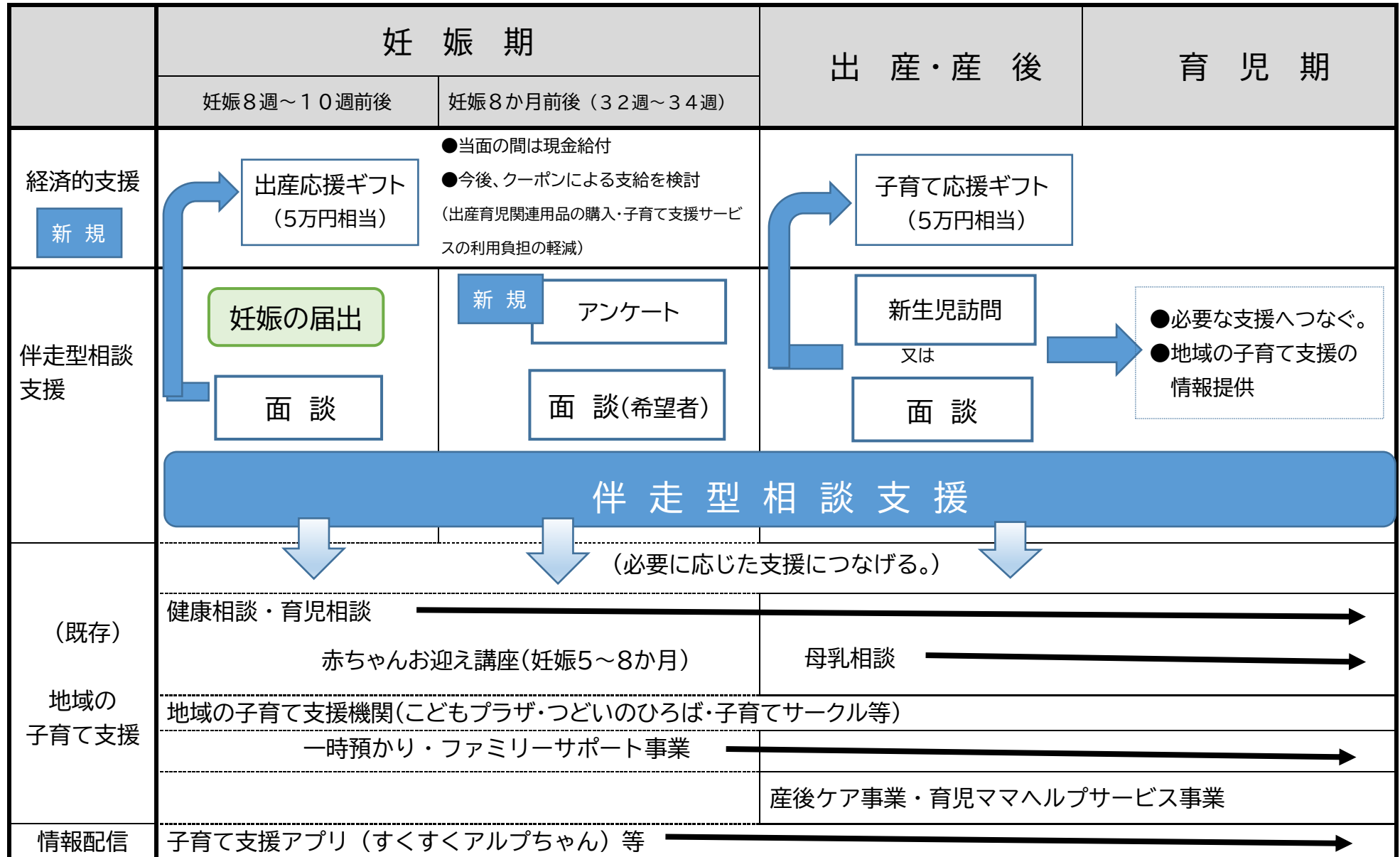
(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

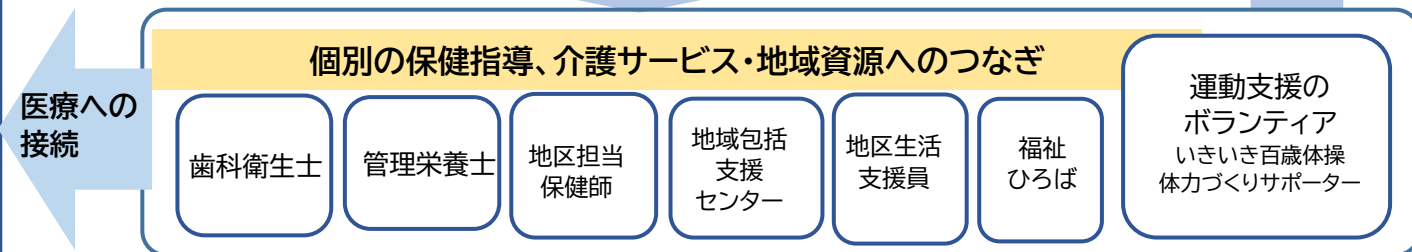
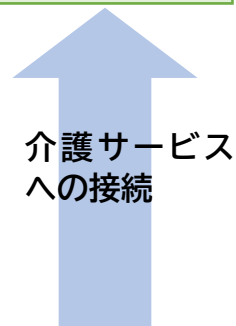
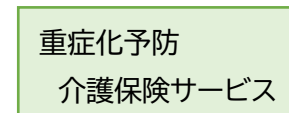
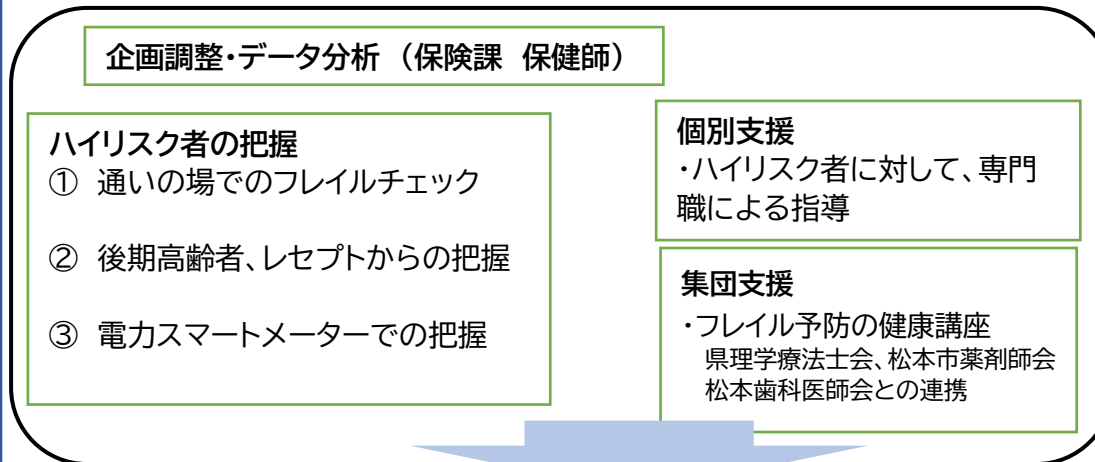
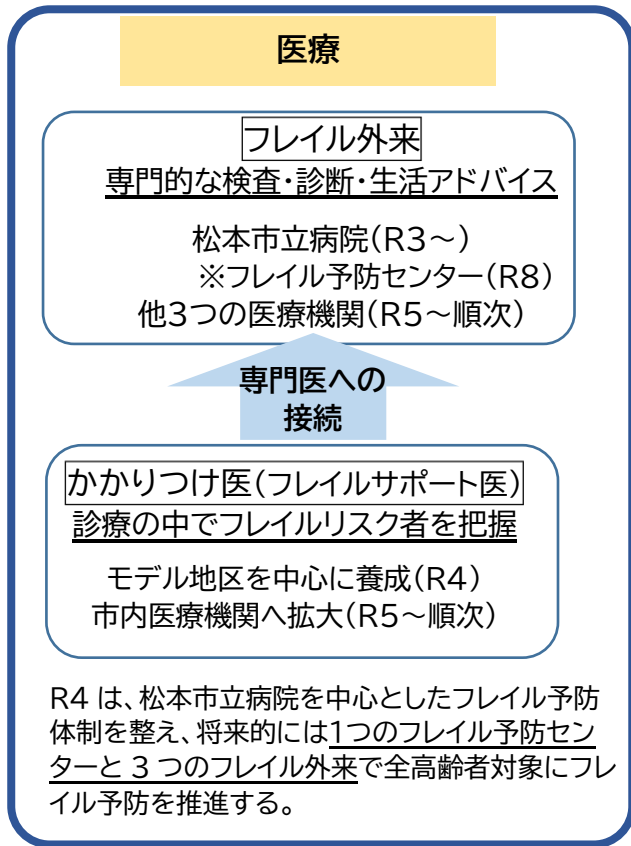
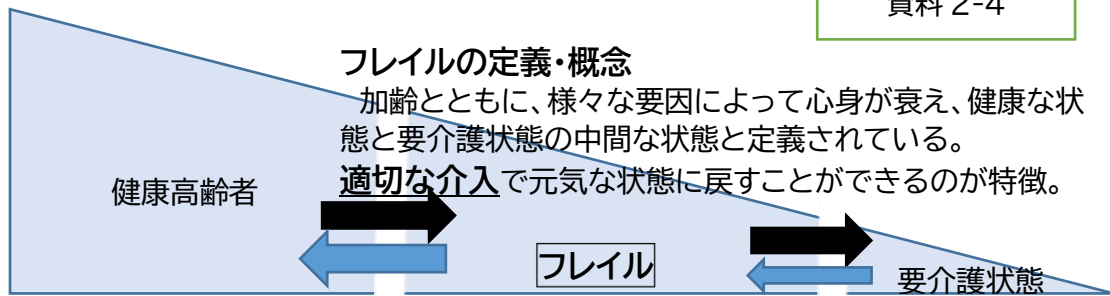
この告示は、令和5年4月1日から施行し、同日以降に購入した補整具から適用する。

出産・子育て応援交付金 フロー



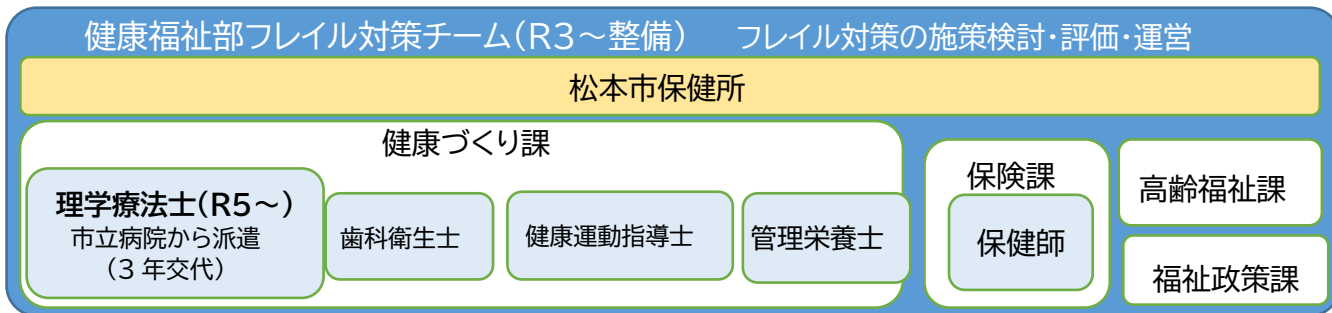
フレイル予防事業全体像

「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業」：後期特会
 「介護保険事業 一般介護予防事業」：介護特会



フレイル予防を推進・支える仕組み

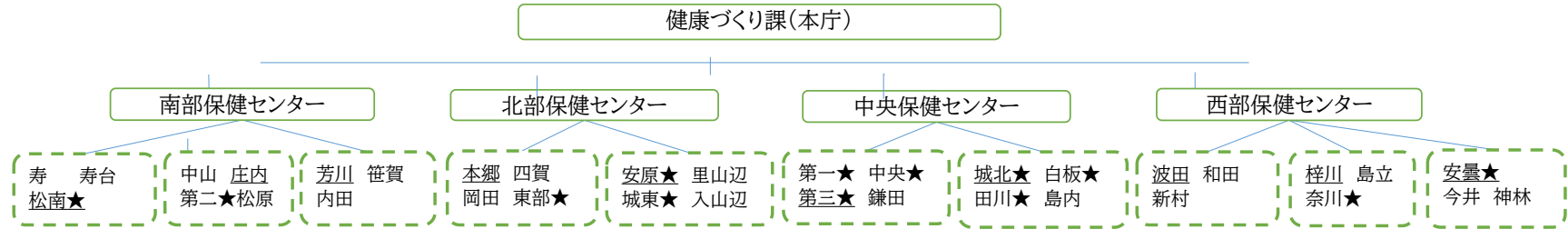
- 体制整備**
- 1 フレイルサポート医の養成(R4～)
フレイル予防センターと連携を図り、共通認識をもつ
 - 2 フレイル予防推進協議会の設置(R4)
フレイル対策事業の効果検証
医療連携の在り方の検討



保健師地区駐在化の概要

資料2-5

○ 令和6年度を目標に、地区担当保健師は地域づくり課、地区担当職員と連携し地区活動を推進する。



★は保健センターに残る

〔 〕 エリア体制 下線_リーダー
 エリア体制をとることで、他地区の応援や共同で事業実施、人材育成を行う。

	令和4年度	令和5年4月1日	令和5年10月1日以降	
保健師駐在化地区	5地区	8地区	22地区	
	四賀 庄内 芳川 島内 梓川	庄内 芳川 島内 四賀 寿 梓川 里山辺 岡田	庄内 芳川 島内 四賀 梓川 寿 里山辺 岡田 内田 笹賀 中山 入山辺 本郷 今井 新村 島立 神林 波田 和田 寿台 松原 鎌田	
	業務		機能	
保健センター業務	窓口業務 乳幼児健診 専門相談	→		
	育児学級等	地区やエリアでの実施を試行し徐々に地区へ		
	常時健康相談	常時健康相談(周知期間)	健康相談の縮小・効率化	
	ケース記録 連絡 電話相談	パソコン等環境を整え地域づくりセンターで実施		
地区担当保健師業務		地区での育児学級の試行	エリア・地区開催へ	
	地区健康相談	→		
	フレイル検診	→		
	フレイル予防モデル実施(西部)	フレイル予防全市展開		
	健康づくり推進員35地区	地区健康づくり推進員8地区	→	
	保健センターから訪問		地域づくりセンター等から訪問	
福祉ひろば活動への参加	→			
			地区担当職員の調整	
			①地区担当保健師支援 ②エリア体制支援 ③人材育成 ④他専門職の活動拠点(管理栄養士 歯科衛生士 相談担当保健師)	
			①母子保健コーディネーター業務 地区での子育て支援 地区単位の子育て支援の実施	
			②全世代対象の健康相談の充実 福祉ひろば等を活用した子どもから高齢者までの健康相談の実施	
			③高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施(フレイル予防) 生活支援員や包括職員との連携	
			④地区課題に向けた取り組み 地区担当職員や住民と協働で地区課題の整理や解決に向けた取り組み	
			⑤個別ケースへの対応 地区に住む特定妊婦や母子、精神障害者、引きこもり者など支援が必要な方への対応の充実	
			⑥地区担当職員の調整役 地域包括センターや第二層コーディネーター、こどもプラザ、つどいの広場など地区担当職員の調整役を担う。	
			⑦地区への健康情報発信	

地域づくりセンター等に駐在しない地区担当保健師も同様の機能を有する

環境整備	車	電話回線の増や子機の配置等
	パソコン関係	地域づくりセンター用パソコン22台
	南部3台 北部2台 中央2台 西部3台 計10台	南部6台(保健センター2台 芳川 寿 笹賀 寿台) 北部4台(保健センター2台 四賀 入山辺) 中央2台(島内 鎌田) 西部5台(保健センター 波田 梓川 島立 和田) 計17台(新規7台) 電動自転車 11台
		保健師用携帯電話(地域づくりセンター設置)22台

職員数の変化	R4	R5	R6		
			保セ	駐在数	
南部保健センター	17	17	9		
(再)	センター長	1	1	1	
	母子担当係長	0	1	1	
	地区担当保健師	10	10	2	8
	相談担当保健師	3	3	3	
	管理栄養士	1	1	1	
歯科衛生士	1	1	1		
ワクチン担当	1	0	0		
北部保健センター	11	11	6		
(再)	センター長	1	1	1	
	地区担当保健師	8	8	3	5
	相談担当保健師	1	1	1	
	管理栄養士	1	1	1	
	歯科衛生士	0	1	1	
ワクチン担当	1	0	0		
中央保健センター	11	11	9		
(再)	センター長	1	1	1	
	地区担当保健師	8	8	6	2
	相談担当保健師	1	1	1	
	管理栄養士	2	2	2	
	歯科衛生士	0	0	0	
ワクチン担当	0	0	0		
西部保健センター	16	12	6		
(再)	センター長	1	1	1	
	地区担当保健師	9	9	2	7
	相談担当保健師	3	1	1	
	管理栄養士	1	1	1	
	歯科衛生士	1	0	1	
ワクチン担当	1	0	0		
合計	55	51	30	22	
センター内地区担当保健師	35	35	13		

各部の概要説明書

保健所 健康づくり課

健康づくり課

- ・職員数 96人
- ・内訳 正規 67人 会計年度任用職員 29人
 - ・課長 3人
 - ・保健師 63人 (内 会計年度任用職員 11人)
 - ・事務 16人 (内 会計年度任用職員 11人)
 - ・歯科衛生士 4人 (内 会計年度任用職員 3人)
 - ・管理栄養士 7人 (内 会計年度任用職員 4人)
 - ・理学療法士 1人
 - ・作業療法士 1人
 - ・健康運動指導士 1人

1 経常事務

- (1) 松本市健康増進総合計画の推進に関すること。
- (2) 母子保健事業に関すること。
- (3) 少子化対策に関すること。
- (4) 生活習慣病予防対策に関すること。
- (5) 予防接種事業に関すること。
- (6) がん検診等各種健（検）診に関すること。
- (7) がん患者支援に関すること。
- (8) <献血・献眼・献腎>三献運動に関すること。
- (9) 歯科保健事業に関すること。
- (10) 食生活改善推進に関すること。
- (11) 地域介護予防活動支援事業に関すること。
- (12) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関すること。
- (13) フレイル予防事業に関すること。
- (14) 自殺予防対策に関すること。
- (15) 松本市食育推進計画の推進に関すること。
- (16) 新型コロナウイルスワクチン接種に関すること。

2 懸案、主な事務

令和4年度に松本市健康増進総合計画を策定しました。この計画の策定に当たり、SDGsの「すべての人に健康と福祉を」の理念を取り入れ、「誰もが健康を実感できるまち」を基本理念とし、誰もが自分らしく「健康」で過ごせる社会を目指し、健康寿命の延伸を最終到達目標としました。少子高齢化の進展、独居世帯の増加等の社会変化に対し

て、個人の背景により健康格差が生じないように、関係機関が連携して地域社会全体で支援する必要もあることから、個人の特性を重視した「誰一人取り残さない」健康づくりに取り組みます。

特に令和5年度は、地区を拠点とした保健活動の充実や地区担当職員との連携強化を図ることを目的に保健師の地区駐在化を進め、地区担当保健師を中心に、様々な不安や困難を抱える妊産婦や子育て家庭に対し、身近な地域で、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援（伴走型相談支援）を行います。

また、高齢期のフレイル予防については、フレイル該当者の把握強化と医療連携体制整備を進め、子どもから高齢者まで、ライフステージに沿った健康づくりの支援に取り組みます。

(1) 健康づくり、疾病予防の推進

ア がん検診の推進

松本市における死亡原因の第1位である「がん」による死亡を減らすため、各種検診を実施しています。

また、各がん検診のポイントとなる節目の年齢の方に無料クーポンをお送りし、受診のきっかけづくりとする事業を行っています。

イ その他検診の推進

生活習慣改善や、健康増進のため、引き続き骨粗しょう症検診、肝炎ウイルス検診、緑内障検診、胃がんリスク検診、歯周疾患検診を実施します。

特に、歯周疾患検診については、医科・歯科連携により分析、裏付けされた、歯周疾患と全身疾患の関連性について市民に周知し、受診率向上を図ります。

ウ アピアランスケア助成の実施

がんやがん治療の副作用等による外見の変化に対するケアであるアピアランスケアとして、医療用ウィッグや乳房補整具等を購入した場合の費用の一部を助成します。

エ 地区活動の推進

国保データベースシステム（KDB）等のデータの活用により地区の健康課題を明確にし、課題解決に向けた取組みを地区担当保健師がその他の地区担当職員と協力して、地区活動の一環として展開しています。

オ 特定健康診査及び特定保健指導の実施

内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した生活習慣病予防のため、国民健康保険加入者を対象に特定健康診査とその結果を踏まえた特定保健指導を、また、後期高齢者医療加入者を対象に後期高齢者健診を行っています。今後も健診の受診率向上、保健指導の実施率向上に取り組んでいきます。

カ 予防接種の充実

予防接種法に基づき、感染症の発生とまん延を防ぐため、定期予防接種の接種率向上に努めています。

令和4年4月から、子宮頸がん予防（HPV）ワクチンの積極的勧奨を再開しました。また、国の「風しんの追加的対策」に伴い、平成31年4月1日から令和7年3月31日までの間に限り、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性を対象に、抗体検査と予防接種を実施しています。

任意予防接種では、おたふくかぜ・こどものインフルエンザの接種費用の一部補助に加え、令和5年4月から带状疱疹の接種費用の一部補助を開始しました。

キ 国民健康保険加入者と後期高齢者医療制度加入者の生活習慣病の早期発見、早期治療による健康保持増進を図るため、人間ドック及び脳ドックの助成事業を実施しています。

ク 中学生ピロリ菌検査の実施

将来の胃がん発症リスクを少なくするため、胃がんのリスク原因であるヘリコバクター・ピロリ菌の有無を中学2年生の早期段階で検査し、陽性者を除菌治療につなげます。

ケ 受動喫煙防止推進事業

禁煙支援の共通ツールとして、禁煙支援ガイドを作成し、医師会・歯科医師会・薬剤師会と連携して、喫煙者の禁煙支援に取り組みます。

また、未成年者に「はじめの1本を吸わせない」取組みとして、子ども向けに喫煙及び受動喫煙防止に関する動画を作成し、啓発を行うなど、引き続き、禁煙に向けた環境整備に取り組みます。

(2) 出産・育児支援の推進

ア 妊産婦健診費用の公費助成

母体や胎児の健康保持を図り、安心・安全な出産ができること、また、産後うつや早期発見と新生児虐待予防のため、妊産婦健診の公費助成を行っています。

また、身体の変化によりむし歯や歯周疾患になりやすい妊婦に対して、早産や低出生体重児の出産の危険性を少なくするため、妊婦歯科検診を実施し、胎児を含めた妊娠期の健康の保持増進を図ります。

イ 母子保健コーディネーター（子ども子育て安心ルーム）

本庁健康づくり課に専任保健師を配置し、こども育成課の子育てコンシェルジュ、保育課の保育コンシェルジュ、こども福祉課の子ども家庭総合支援拠点等と連携して、妊娠期から子育て期にわたる母子保健や育児に関する様々な悩み等に切れ目なく対応します。

ウ 周産期支援

産後安心して子育てできるように、産後ケア、母乳育児相談、育児ママヘルプサービス、新生児訪問、こにちは赤ちゃん事業との連携等を実施し、子育てしやすい環境づくりに努めています。

エ 新生児聴覚検査の検査費用助成

難聴児の早期発見・早期療育を推進するとともに、保護者の経済的負担を軽減するために、新生児へ行う聴覚検査費用の一部を公費助成します。

オ 乳幼児健診、二次乳幼児健診

疾病・障がい等の早期発見や成長・発達の確認、育児相談を通じ、母子に寄り添った育児支援を行うため、乳児一般健康診査、4か月児健診、10か月健診、1歳6か月児健診、3歳児健診を実施するとともに、要経過観察児に対しては、保護者に寄り添いながら二次乳幼児健診や健康相談、訪問等で支援しています。

カ 育児学級

成長過程に応じた食事やむし歯予防等の情報提供、離乳食教室及び1歳児教室をオンラインと会場参加によるハイブリッド方式で実施し、健やかな子育てを支援しています。

また、多胎児の妊婦・保護者への情報の提供と育児支援及び交流の場の提供のため、多胎児の交流会を実施しています。

キ 出産・子育て応援給付金

令和4年に国が創設した「出産・子育て応援交付金事業」に基づき、妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と、妊娠時と出産後にそれぞれ5万円相当を給付する経済的支援を一体とした事業を、令和5年度も実施します。

(3) 食育推進計画の推進

ア 第4期食育推進計画

令和4年度に「第4期松本市食育推進計画」（計画期間：令和5年度から令和9年度まで）を策定しました。「あなたの生活にプラスワン」をキャッチフレーズとし、子どもの頃から様々な食材をおいしく味わい、楽しく食事をする体験や、郷土食や地域の食材に関する調理実習、農業体験等を通じて健やかな体と心を育み、生涯を通じて望ましい食習慣を実践することを目指します。

イ 重点的施策

(ア) 望ましい食習慣を育むための取組み

- a 1日2食は3皿食べよう～1・2・3でバランスごはん～
- b 朝食摂取を促す取組み
- c おいしく食べよう具だくさんみそ汁
- d よくかむ30かみかみ運動～飲み込む前にあと5回～

(イ) 郷土食・行事食や地域の食材を伝承するための取組み

- a 給食やICTを活用した食育
- b まつもと だいず大作戦

(ウ) 食品ロス削減のための取組み

(4) 自殺予防対策事業

全国で約2万人、県内では約350人、松本市でも毎年40人前後が自殺で亡くなるという危機的な状況です。令和4年度に策定した「第3期松本市自殺予防対策推進計画」に基づき、生きることの包括的な支援として、自殺予防対策に取り組みます。医療・教育・産業・地域の各分野の専門機関、団体等による自殺予防対策推進協議会及び庁内関係部署による庁内連絡会議を設置し、自殺予防対策を推進するとともに、自殺予防専用相談「いのちのきずな松本」を開設し、相談に対応しています。また、民生・児童委員を始め地区役員等を対象に、自殺の危険を示すサインに「気づき・見守る」地域支援者としての研修会を開催します。

(5) フレイル予防の推進

ア 体力づくりサポーター育成と自主運動サークル立ち上げ支援

住民が主体的にフレイル予防に取り組めるよう、地区住民の自主活動を支える人材

「体力づくりサポーター」の育成と、「いきいき百歳体操」を週1回実施する自主運動サークルの立ち上げ支援を行っています。

イ フレイル予防の周知啓発と保健指導

長野県後期高齢者医療広域連合から委託を受け、通いの場において、フレイル予防講座を実施しています。フレイル該当者には、受診勧奨や生活指導をするなどのフォローを行うとともに、よりハイリスクの方へは個別指導を行います。

ウ フレイル対策の医療連携体制整備とフレイル該当者の把握強化

令和4年度に設置したフレイル予防推進協議会において、松本市におけるフレイルの状況、対策及び医療連携の在り方について協議します。

また、令和5年度は、市内の75歳以上の一人暮らし高齢者(介護保険未認定者)を対象に「電力データを用いたフレイル予防サービス」を実施します。

(6) 新型コロナウイルスワクチン接種事業

新型コロナウイルス感染症による重症者を減らすことを目的に、予防接種法に基づく特例臨時接種の実施期間が令和6年3月31日まで延長されたため、希望する市民全員が円滑かつ効率的に接種できるよう体制を整えます。

ア 実施期間

令和6年3月31日まで

イ 対象者

(ア) 生後6か月以上の初回接種の方(継続)

(イ) オミクロン対応2価ワクチンの追加接種(新規)

〈春開始接種：5月8日～8月〉

- ・65歳以上の高齢者
- ・基礎疾患を有する方(5～64歳)
- ・医療従事者、介護従事者等

〈秋開始接種：9月～12月〉

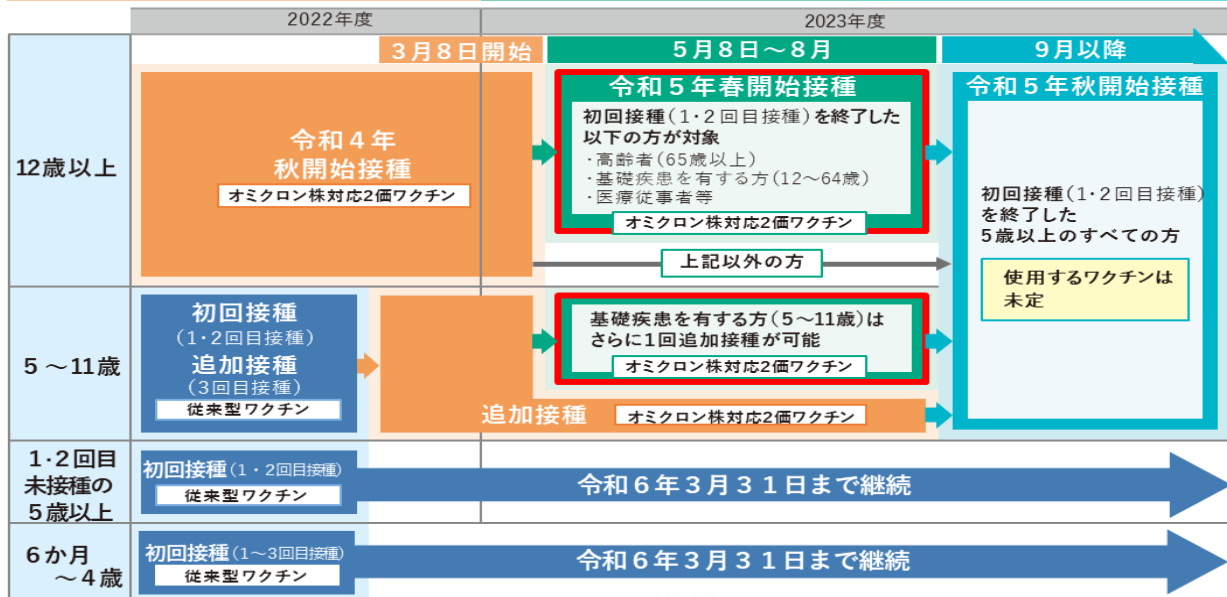
- ・5歳以上全員

ウ 接種会場

市内協力医療機関、集団接種(アルピコプラザ)

現行の特例臨時接種 = 自己負担なし

特例臨時接種の延長 = 自己負担なし



(※) 3月8日以降は1回接種にはオミクロン株対応2価ワクチンを用いることとなります。

重症化リスクが高い方等については、

9月以降に開始する **令和5年秋開始接種** とは別に、

5月8日から開始する **令和5年春開始接種** で、さらに1回接種が受けられます。

3 保健センター（支所・出張所等）事業

(1) 保健師による健康相談・育児相談

実施日	場 所	時 間
毎週(月)～(金)	南部保健センター (TEL: 27-3455 / FAX: 27-3464) 北部保健センター (TEL: 38-7677 / FAX: 38-7678) 西部保健センター (TEL: 92-8001 / FAX: 92-8006)	午前9時～正午 (予約受付 午前8時 30分～午後5時15分) (要予約)
毎週(月)～(金) (第2・第4水曜除)	中央保健センター (TEL: 39-1119 / FAX: 39-1109)	
毎月第1 (月)	島内出張所・今井出張所 (偶数月)・寿出張所 中山地区福祉ひろば・四賀支所 安曇保健福祉センター (奇数月) ふれあいパーク乗鞍 (偶数月)	午前9時30分～ 11時 (予約不要)
毎月第2 (月)	島内出張所・入山辺出張所 (奇数月) 笹賀地区福祉ひろば (奇数月)・島立出張所 本郷地区福祉ひろば・梓川保健センター ゆめひろば庄内 (奇数月)・松原地区福祉ひろ ば	沢村児童センター 四賀支所 ふれあいパーク乗鞍 奈川地区福祉ひろば は、
毎月第3 (月)	新村地区福祉ひろば・芳川出張所 神林地区福祉ひろば 内田地区福祉ひろば	午前10時～ 午前11時30分

毎月第4（月）	和田地区福祉ひろば・寿台地区福祉ひろば 岡田地区福祉ひろば 奈川地区福祉ひろば 沢村児童センター（育児相談のみ）	
毎月第1（木）	里山辺地区福祉ひろば	

(2) 専門的な相談

	南部保健センター	北部保健センター	中央保健センター	西部保健センター
歯科相談	毎月第2・4（木）	毎月第1・3（火）	毎月第2（金）・4（月）	毎月第2（水）・第4（金）
	午前9時～午前11時30分（要予約）			
栄養相談	毎月第2・4（木）	毎月第1・3（火）	毎月第4（月）	毎月第4（金）
	午前9時～午前11時30分（要予約）			
禁煙相談	毎週（月）～（金） 午前9時～正午 （中央保健センターは第2・第4水曜日は休み）（要予約）			
肝炎ウイルス相談				
理学療法士相談（要予約）	日程は、各保健センターに問い合わせ（要予約）			

厚生労働省「知って、肝炎プロジェクト」 積極的広報地域に松本市選定

資料4

令和5年度に複数回啓発イベントを開催

スペシャルサポーター参加
(著名人・芸能人)

過去の取り組み

京都サンガF.C. ホームゲーム



- ピッチ上で呼びかけ
- ブース出展

熊本駅前街頭キャンペーン



- ステージイベント
- 無料検査

知って、肝炎プロジェクトとは

肝炎とは何か、どのように感染するのか、どのような人に危険性があるのか、そして様々な予防方法と治療法を広める国のプロジェクト



R5選定自治体

岩手県、藤沢市、松本市

知って、肝炎?

肝炎とは

肝臓の細胞が壊れて
しまった状態

= 肝炎

肝炎の原因

ウイルス感染
薬物
アルコール
自己免疫疾患

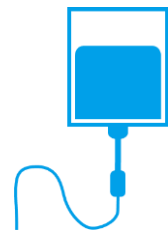
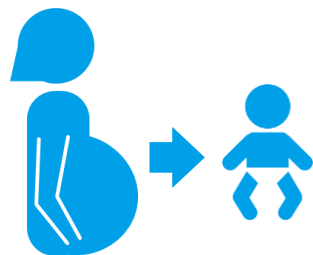
ウイルス性肝炎

肝炎を起こすウイルス
A型、B型、C型、D型、E型など



感染経路

- ・母子感染
- ・輸血など医療行為
- ・性感染



B型、C型肝炎

(B型、C型肝炎ウイルスの感染による肝炎)



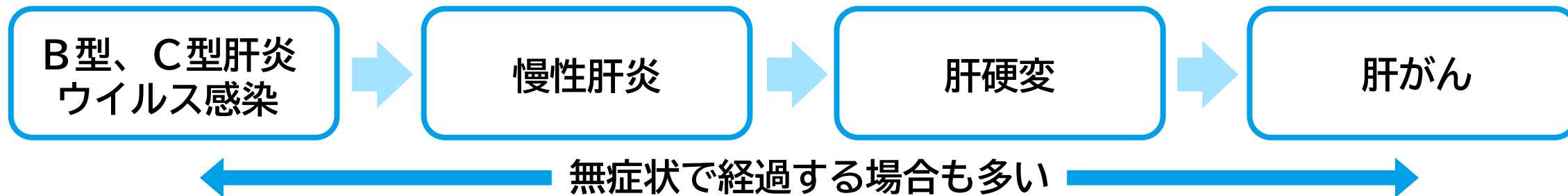
慢性肝炎に移行する
ものが多い

知って、肝炎?

肝炎対策の必要性

肝炎ウイルス感染が肝がんにつながる

肝がんの原因の約80%



ウイルス保持者（キャリア）が多い

	B型肝炎	C型肝炎
キャリア数	約110～120万人	約90～130万人
患者数	約19万人	約30万人

(全国の数) 出典：知って、肝炎プロジェクトホームページ

治療の進歩

- 様々な治療法が確立されている
- 効果が高く、安全に治療できる薬の登場



感染予防＋自身の感染の有無を知る
感染がわかったら早期に治療



肝炎を治し
肝硬変、肝がんへの
進行を防ぐことが可能

知って、肝炎?

松本市の肝炎対策の取組み

1 肝炎ウイルス検診

H14～

40～75歳の5歳間隔の方

- 対象者に無料クーポン個人通知
- 健康診断のオプションとして受けることが可能

受診者数

累計
(～R5.2)

58,593 人

40歳以上の約40%

感染疑い

B型肝炎 384人
C型肝炎 328人

精密検査をご案内

2 保健所肝炎検査

R3～

肝炎の感染が心配な方

- 保健所へ感染の不安を相談
- 検査を希望する場合は、保健所から検査案内を送付

感染予防として

- 3 B型肝炎予防接種（乳児）
- 4 妊婦健診B・C型肝炎検査

知って、肝炎!